

騒音特定作業に係る届出書と添付書類の作成要領

1 届出書の提出方法

届出書は、騒音特定作業を開始する日の 30 日前までに、工場、事業場で実施する特定作業の種類ごとに正及び写し各 1 通（計 2 通）を添えて、八代市環境課又は鏡支所にあつては市民環境課、坂本支所、千丁支所、東陽支所、泉支所にあつては地域振興課に提出して下さい。

2 届出書の記入要領

- ① 年月日：実際に届出書を提出する年月日を記入してください。
- ② 届出者：代表者氏名のほか実際に事務を担当する者の氏名並びに連絡先（電話番号、内線番号）を用紙の余白に記載してください。
- ③ 特定作業の場所：特定作業を実施する工場、事業場の所在地を記載してください。
- ④ 常時使用する従業員数：事務員も含めてください。
- ⑤ 騒音防止の方法：別紙（定めはありません。）に騒音の防止に関して講じようとする概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を添付してください。
- ⑥ 特定作業の種類：特定作業に掲げる項番号及びその名称を記載してください。（特定作業の種類については、本頁下部の県条例に基づく特定作業の欄を参照ください。）
- ⑦ 機械器具の名称：当該特定作業に使用する機械器具の名称を記載してください。
- ⑧ 公称能力：当該特定作業に使用する機械器具の公称能力を記載してください。各機械器具の公称能力の記載要領は次のとおりです。
 - （ア）板金作業及び製かん作業＝1 日の作業能力（kg、台及び筒）
 - （イ）鉄骨又は橋りょうの組立て作業＝1 日の作業能力（組）
 - （ウ）グラインダー＝電気式は原動機の定格出力（kw）、空気式は空気の消費量（ m^3/min ）
 - （エ）高速切断機、チェーンソー＝電動機の定格出力（kw）なお、1 馬力は 0.74kw に相当します。

3 添付書類

- ① 特定建設作業の場所の付近の見取図（工事現場の周囲 200m 以内）
特定作業を実施する場所が一目でわかるように主要目標等並びに付近の状況（住宅、学校、病院等）を示す図面（縮尺又は距離を記入してください。）
- ② 特定作業に係る施設の配置図
特定作業を実施する作業場内の配置図で建物、その他機械類をあわせて記載してください。

以上が特定作業実施届出書の記載要領ですが、不明な点については、八代市環境課（0965-33-4114）にお尋ねください。

○熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定作業（条例施行規則別表第 15）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 板金作業（厚さ 0.5mm 以上の材料を用いて行う作業に限る。）2 製かん作業（厚さ 0.5mm 以上の材料を用いて行う作業に限る。）3 鉄骨又は橋りょうの組立て作業（建設又は建築の現場作業を除く。）4 グラインダーによる金属の研磨作業（建設又は建築の現場作業を除く。）5 高速切断機（研削砥石を使用するものに限る。）による金属の切断作業（建設又は建築の現場作業を除く。）6 チェーンソーによる木材の切断作業（伐採作業を除く。） |
|---|